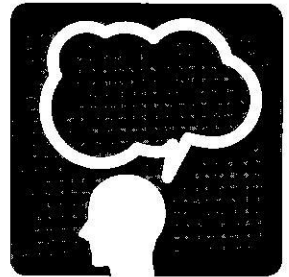


経営(継業)のツボ

理念



転期に立つ経営者の資質の鍛え方⁸⁶

ようかんきてん
用管窺天

早川浩士

有限会社ハヤカワプランニング代表取締役

はやかわ・ひろし
経営コンサルタント。1991年に独立。介護事業に関する独自の調査に基づいたデータ分析を各誌・紙に発表。著書に「早川浩士の常在学場」(筒井書房)、『介護人財創造塾』(筒井書房)、『介護保険改正に勝つ!経営』(年友企画)、『データで徹底分析 介護事業の最新動向と経営展望』(日本医療企画)など。

http://www.hayakawa-planning.com
ブログ: http://ameblo.jp/hayakawa-planning/

狭い見識と横行する体罰

細い竹の管の穴から、広い天を覗いて窺い見ること「管を用いて天を窺う(用管窺天)」という。これは狭い見識を基準にして、大きな問題について自己流の推測を下すことの例えであり、出自の「莊子」の後半には、「錐を用いて地を指す」と記されている。

「右側が半分見えない」「下のほうが見えない」「左の上のほうが見えない」「視野の真中が暗く抜けて見にくい」「見ようと思うところが見えない」といった視力の異常を訴える視野狭窄のことではない。

竹の管や錐で天地の全貌をとらえるように、視野の狭いと言われる人は物の見方にバランスを欠いている。そのうえ、自分の置かれている状況を理解できないため、独善的になっているという自覚も希薄である。

今年に入って、スポーツ競技の現場から、体罰による不祥事が相次いで報道されている。これは、バスケットボール部キャプテンを務めていた高校生の自殺が発端となっている。その後、自殺前日一部活動の顧問教諭による体罰が行

なわれていたこと等の事実確認を教育委員会が公表した。

その後、ロンドン五輪の柔道に出場した日本代表を含む国内女子トップ選手15人が、五輪に向けた強化合宿中に代表監督等から暴力やパワーハラスメントを受けたと告発する文書を連名で、昨年末に日本オリンピック委員会に提出していたこともわかった。体罰という名の虐待が各所に横行していたのではないかという疑念が湧き上がっている。

葦の髄という狭い見識から、どのような天井を覗いていたというのであろうか。

「してはならないこと」を学ぶ

フランスには「ノブレス・オブリージュ (noblesse oblige)」という諺がある。「貴族たるもの、身分にふさわしい振舞いをしなければならぬ」という意味を持っている。

身分の高い者はそれに応じて果たさねばならぬ社会的責任と義務があるという、欧米社会における基本的な道徳観であることから、「位高ければ徳高きを要す」とも訳されている。

教師や監督といった指導的な立場に立つ人が起こした一連の事件に対して、「人としての視野(了見)が狭い!」と、批判したり揶揄したりするのは簡単だが、誰にでも陥りがちな通弊であることを見落としてはなるまい。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行されたのは2006年4月1日のことである。これによって養介護施設従事者等^{*1}による高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は年々増加し、11年度の調査では、前年度比55件増の151件に及んでいる。

「しなければならぬこと」に汲々となつて「用管窺天」に陥らないうためにも、「してはならないこと^{*2}」へと視野を広げた理解と実践が急務である。

「成功に秘訣というものがある」とすれば、それは、他人の立場を理解し、自分の立場と同時に他人の立場から物ごとを見ることのできる能力である」とは、自動車王ヘンリー・フォードの言葉であるが、ヒントになれば幸いである。

*1: 介護老人福祉施設など養介護施設または居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者 *2: 本誌2010年7月号本欄参照